

スタートアップ企業に10万円を 交付します

交付概要

交付対象者

平成31年3月2日から令和2年4月28日までの間に創業し、
本社等が横浜市内にあり、継続的に事業を行う意思のある
ITやライフサイエンス分野等※の法人格を有するスタートアッ
プ企業

※対象分野・交付要件は裏面を参照してください。

交付額

1事業者につき、一律 10万円

募集期間

令和2年5月25日（月）から6月30日（火）まで

※申請件数が先着順で200件に達した時点で締め切ります

申請方法

次の必要書類をそろえて横浜市電子・申請サービスから申
請後、申請書を郵送で提出

- ・履歴事項全部証明書・法人設立届出書（受理後）の写し
- ・事業継続のために必要な経常的な経費支払い裏付け書類等

詳細は

横浜市 スタートアップ一時金

検索

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/sougyo/venture/covid-19.html>

※この部分が横浜市公式ドメイン名(city.yokohama.lg.jp)であることを必ずご確認ください。



お問い合わせ：横浜市スタートアップ企業支援一時金事務局
(委託先：株式会社ウィルパートナーズ)

☎ TEL：045-228-9404(5月22日開設)

✉ MAIL：yokohama-startup@willpartners.co.jp

※別表 1

対象事業の詳細はホームページ及び本一時金の要綱をご覧ください。

分野		対象事業(例)
IT分野	ハード	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、電子応用装置製造業など
	情報通信	受託開発ソフトウェア業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダなど
健康分野	健康・医療	医療・介護ロボット研究・開発・応用製造事業、バイオセンサーの研究・開発・製造事業など
	バイオ	DNA解析サービス事業、遺伝子検査受託業務事など
		医療・健康分野に関連する部材・素材等の開発又は製造に係る装置の開発又は製造、認証を行う事業
環境・エネルギー関連分野		新エネルギー技術開発事業、スマートグリッド対応機器・システム事業など
観光・MICE関連分野	会議運営事業者(PCO)	コンベンションに係る調査、企画、設計、展示、構成、製作、施工管理を一貫して請け負い、内外装、展示装置、機械設備などを総合的に構成演出する事業など
	観光・MICE関連事業者	「観光地経営」の視点に立ち、地域の「稼ぐ力」を引き出し、新たな観光MICE商品、サービスの創出・開発・提供にかかる事業
先端技術分野		マイクロマシン研究・開発・応用・製造事業、宇宙関連機器製造業など
イノベーション創出分野		AI技術活用事業、バイオテクノロジー活用事業など

※別表 2

詳細はホームページ及び本一時金の要綱をご覧ください。

一時金の対象となる経費	令和2年4月以降に発生した経費を支払ったことの裏付けとなる書類 (内容と金額がわかるもの)(写し可)
賃貸料	領収書又は支払いの事実が分かる書類(賃貸借契約書の写し及び通帳の写し、インターネットバンキング等の取引記録、ATMの振込明細書等)
人件費	給与明細等、支払いの事実が分かる書類
リース料	契約書の写し及び領収書等
公共料金	公共料金領収証
通信・運搬費	支払いの事実が分かる書類
返済金	支払いの事実が分かる書類
その他市長の認める経費	

※ 申請時に領収書又は支払いの事実が分かる書類の提出ができない場合は、申請時に請求書又は賃貸借契約書の写し等、債務の証明できるものを提出したうえで、支払い後に当該支払い記録の分かる書類を提出すること。